能代市再生可能エネルギー事業の導入に関するガイドライン

能代市次世代エネルギービジョン第9章に掲げる本市が推進する再生可能エネルギー事業の基本指針に基づく個別事項について、「能代市再生可能エネルギー事業の 導入に関するガイドライン」を次のように定める。

本市内において再生可能エネルギー事業を実施しようとする事業者は、次の事項に 配慮するものとする。

1. 本市との情報共有

構想、設計、計画、事業化に向けた準備、建設、事業開始後の各段階において、 本市との協議の場を設定するなど情報共有に努めること

2. 地域貢献等の提案

事業を通じてどのように地域貢献に資するのか、次の事項について考え方を示すこと

- (1) 地元企業等の資本参加機会の確保
- (2) 建設における人員・部材の地元調達・請負参加機会の確保
- (3) 運営保守における人員・部材の地元調達・請負参加機会の確保
- (4) 市内への事業所等の開設
- (5) 市民等の出資参加機会の確保
- (6) 再生可能エネルギー事業に係る人材育成に関する事項
- (7) 地域の防災対応力強化に関する事項
- (8) 地域の賑わい創出に関する事項
- (9) その他地域活性化につなげる事項

3. 事業にあたって留意すべき事項

- (1) 事業実施に際しては、住宅、学校等の文教施設、病院等の保健福祉施設等 への影響に配慮した適切かつ合理的な場所を選定すること
- (2) 地域住民や利害関係者とのコミュニケーションの場を積極的に設けるなど 良好な関係の構築に努めること
- (3)環境影響評価法をはじめとした、関係法令等の基準及び諸手続き等を遵守・ 準拠するとともに、周辺環境(生活、自然、景観等)に最大限配慮すること
- (4) 事業開始後において、環境影響評価における評価項目はもとより、その他の事項についても、市民生活、自然環境等への影響が提起されたときは速やか、かつ、適切に対応するとともに、その経過等を市や関係者に報告すること

- (5) 事業関連の設備に事故等が発生した場合は、国への報告に準じ、市に対しても速やかに報告すること
- (6) その他、次世代エネルギー事業に関連するイベント等、市の事業等に対して積極的に協力するよう努めること

4. 適用

本ガイドラインは、平成31年4月1日から適用する。